

仙台市環境影響評価技術指針新旧対照表

改定後	現行
目次	目次
<p>第1章 総論</p> <p>第1 趣旨等</p> <p>第2 環境影響評価の基本的事項</p> <p>第2章 環境影響評価及び事後調査の実施に係る指針</p> <p>第1 事前調査の作成に係る手順</p> <p>第2 環境影響評価方法書の作成に係る手順</p> <p>第3 環境影響評価準備書の作成に係る手順</p> <p>第4 環境影響評価書の作成に係る手順</p> <p>第5 事後調査報告書の作成に係る手順</p> <p>第3章 環境の保全及び創造のための措置</p> <p>第1 環境の保全及び創造のための措置</p> <p>第2 環境の保全及び創造のための措置の考え方</p> <p>第3 環境の保全及び創造のための措置の検討等における留意点</p> <p>第4章 環境影響評価関連図書の作成方法</p> <p>第1 作成上の一般的留意事項</p> <p>第2 環境影響評価関連図書の記載事項</p>	<p>第1章 総論</p> <p>第1 趣旨等</p> <p>第2 環境影響評価の基本的事項</p> <p>第2章 環境影響評価及び事後調査の実施に係る指針</p> <p>第1 事前調査の作成に係る手順</p> <p>第2 環境影響評価方法書の作成に係る手順</p> <p>第3 環境影響評価準備書の作成に係る手順</p> <p>第4 環境影響評価書の作成に係る手順</p> <p>第5 事後調査報告書の作成に係る手順</p> <p>第3章 環境の保全及び創造のための措置</p> <p>第1 環境の保全及び創造のための措置</p> <p>第2 環境の保全及び創造のための措置の考え方</p> <p>第3 環境の保全及び創造のための措置の検討等における留意点</p> <p>第4章 環境影響評価関連図書の作成方法</p> <p>第1 作成上の一般的留意事項</p> <p>第2 環境影響評価関連図書の記載事項</p>
<p style="text-align: center;">第1章 総論</p> <p>第1 趣旨</p> <p>1 この仙台市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号）第5条の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査が科学的かつ適正に実施されるために必要な技術的事項を定める。</p> <p>2 この技術指針は、基本的かつ一般的な事項を定めるものであり、対象とする事業の特性及び地域特性等を勘案して、必要に応じ取捨選択、追加等を行うものとする。</p> <p>3 この技術指針は、今後の事例の積み重ねや科学的知見の進展等により、適宜必要な改訂を行う。</p> <p>第2 環境影響評価の基本的事項</p> <p>1 環境影響評価を実施する時期 環境影響評価を実施する時期は、対象事業の内容が概ね特定され、かつ当該事業の計画が変更可能な時期とし、事前調査については、計画のできるだけ早期から取組むこととする。</p> <p>2 環境影響評価の対象とする地理的範囲 環境影響評価の対象とする地理的範囲は、原則として仙台市域（海域を含む。）のうち当該事業により環境影響が及ぶ可能性のある範囲とし、必要に応じて仙台市の隣接地域を含んで実施することができる。</p> <p>3 環境影響評価実施の基本方針</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総論</p> <p>第1 趣旨</p> <p>1 この仙台市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号）第5条の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査が科学的かつ適正に実施されるために必要な技術的事項を定める。</p> <p>2 この技術指針は、基本的かつ一般的な事項を定めるものであり、対象とする事業の特性及び地域特性等を勘案して、必要に応じ取捨選択、追加等を行うものとする。</p> <p>3 この技術指針は、今後の事例の積み重ねや科学的知見の進展等により、適宜必要な改訂を行う。</p> <p>第2 環境影響評価の基本的事項</p> <p>1 環境影響評価を実施する時期 環境影響評価を実施する時期は、対象事業の内容が概ね特定され、かつ当該事業の計画が変更可能な時期とし、事前調査については、計画のできるだけ早期から取組むこととする。</p> <p>2 環境影響評価の対象とする地理的範囲 環境影響評価の対象とする地理的範囲は、原則として仙台市域（海域を含む。）のうち当該事業により環境影響が及ぶ可能性のある範囲とし、必要に応じて仙台市の隣接地域を含んで実施することができる。</p> <p>3 環境影響評価実施の基本方針</p>

- (1) 事業計画の策定に当たっては、仙台市環境基本計画との十分な整合を図り、地域環境の保全及び地球環境の保全について配慮する。
- (2) 環境影響評価の各段階において、環境影響の回避・低減に配慮し、事業計画に反映させる。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、客観的かつ科学的な手法により行うものとし、必要に応じ専門家等知見を有する者（以下「専門家等という。）の助言を得るものとする。

第2章 環境影響評価及び事後調査の実施に係る指針

全体の流れ

環境影響評価及び事後調査の全体の流れは、次の「環境影響評価及び事後調査の手順フロー」のとおりである。

環境影響評価及び事後調査の手順フロー
(省略)

第1 事前調査書作成に係る手順

1 事前調査の実施

(1) 事前調査の目的

事前調査は、地域の環境特性を把握することにより、立地段階において回避等の配慮を行うことが必要な対象を明らかにし、事業の早期段階における適正な環境配慮に資することを目的とする。

(2) 事前調査の対象項目

事前調査は、上記の目的を達成するため、以下に示す地域の自然環境等の状況及び地域の環境保全の状況について実施する。

ア 水象（水源地、湧水の状況、自然性の高い水辺地の状況等）

イ 地形・地質（注目すべき地形・地質の状況、大規模な造成を要する斜面地の状況、災害履歴等）

ウ 植物（注目すべき植物の状況、植生及び注目すべき植物群落の状況等）

エ 動物（注目すべき動物の状況、注目すべき動物の生息地の状況等）

オ 景観（自然的・歴史的景観資源の状況、眺望の状況等）

カ 自然との触れ合いの場（自然との触れ合いの場及びその利用の状況）

キ 文化財（指定文化財等の状況。ただし、土地と一体となったものに限る。）

その他、事業の種類及び地域特性に応じ、事業の早期段階において配慮すべき対象又は事項を明らかにする。

また、環境の保全等の状況（自然環境保全に

- (1) 事業計画の策定に当たっては、仙台市環境基本計画との十分な整合を図り、地域環境の保全及び地球環境の保全について配慮する。
- (2) 環境影響評価の各段階において、環境影響の回避・低減に配慮し、事業計画に反映させる。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、客観的かつ科学的な手法により行うものとし、必要に応じ専門家等知見を有する者 _____ の助言を得るものとする。

第2章 環境影響評価及び事後調査の実施に係る指針

全体の流れ

環境影響評価及び事後調査の全体の流れは、次の「環境影響評価及び事後調査の手順フロー」のとおりである。

環境影響評価及び事後調査の手順フロー
(省略)

第1 事前調査書作成に係る手順

1 事前調査の実施

(1) 事前調査の目的

事前調査は、地域の環境特性を把握することにより、立地段階において回避等の配慮を行うことが必要な対象を明らかにし、事業の早期段階における適正な環境配慮に資することを目的とする。

(2) 事前調査の対象項目

事前調査は、上記の目的を達成するため、以下に示す地域の自然環境等の状況及び地域の環境保全の状況について実施する。

ア 水象（水源地、湧水の状況、自然性の高い水辺地の状況等）

イ 地形・地質（注目すべき地形・地質の状況、大規模な造成を要する斜面地の状況、災害履歴等）

ウ 植物（注目すべき植物の状況、植生及び注目すべき植物群落の状況等）

エ 動物（注目すべき動物の状況、注目すべき動物の生息地の状況等）

オ 景観（自然的・歴史的景観資源の状況、眺望の状況等）

カ 自然との触れ合いの場（自然との触れ合いの場及びその利用の状況）

キ 文化財（指定文化財等の状況。ただし、土地と一体となったものに限る。）

その他、事業の種類及び地域特性に応じ、事業の早期段階において配慮すべき対象又は事項を明らかにする。

また、環境の保全等の状況（自然環境保全に

係る法指定等の状況，土地利用に係る計画，環境基本計画その他環境の保全等に係る計画における環境の保全等の方針等)についても確認する。

(3) 事前調査の実施方法

事前調査は，事業予定地及びその周辺地域において，主に既存資料の収集・解析により実施するものとし，必要に応じて聞き取り調査，現地踏査を実施する。

2 保全等に配慮すべき対象等の検討

事前調査における地域の自然環境等についての整理・解析結果に基づき，以下の点を明らかにする。この際，仙台市環境基本計画に示された土地利用における環境配慮の指針等との整合性を確保する。

(1) 事業予定地及びその周辺地域において，自然環境の保全，生活環境の保全の観点から，事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象

(2) 事業予定地において，自然環境の保全，生活環境の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方向性

3 事前調査書の作成

以上の過程により得られた結果をとりまとめ，事前調査書を作成する。

第2 環境影響評価方法書作成に係る手順

1 環境影響評価の項目の検討

(1) 事業特性及び地域概況の把握

環境影響評価の項目（以下「影響評価項目」という。）の選定並びに調査，予測及び評価の手法検討を行うに当たって必要な情報を得るため，事業特性及び表1に示す地域の環境の自然的状況や社会的状況等についてその概況を把握する。

事業特性に関する情報の把握に当たっては，当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握する。

地域概況の把握は，主に既存資料の収集・解析により実施するものとし，必要に応じて聞き取り調査，現地踏査を実施する。地域特性に関する情報の把握に当たっては，過去の状況の推移及び将来の状況についても把握する。

事業特性及び地域概況の記述に当たっては，影響評価項目並びに調査，予測及び評価の手法選定の根拠が明らかになるよう留意する。

(2) 環境影響要因の抽出

対象事業に係る全ての行為のうち環境影響が想定される行為（以下「環境影響要因」とい

係る法指定等の状況，土地利用に係る計画，環境基本計画その他環境の保全等に係る計画における環境の保全等の方針等)についても確認する。

(3) 事前調査の実施方法

事前調査は，事業予定地及びその周辺地域において，主に既存資料の収集・解析により実施するものとし，必要に応じて聞き取り調査，現地踏査を実施する。

2 保全等に配慮すべき対象等の検討

事前調査における地域の自然環境等についての整理・解析結果に基づき，以下の点を明らかにする。この際，仙台市環境基本計画に示された土地利用における環境配慮の指針等との整合性を確保する。

(1) 事業予定地及びその周辺地域において，自然環境の保全，生活環境の保全の観点から，事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象

(2) 事業予定地において，自然環境の保全，生活環境の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方向性

3 事前調査書の作成

以上の過程により得られた結果をとりまとめ，事前調査書を作成する。

第2 環境影響評価方法書作成に係る手順

1 環境影響評価の項目の検討

(1) _____地域概況の把握

環境影響評価の項目（以下「影響評価項目」という。）の選定並びに調査，予測及び評価の手法検討を行うに当たって必要な情報を得るため，_____表1に示す地域の環境の自然的状況や社会的状況等についてその_____概況を把握する。

地域概況の把握は，主に既存資料の収集・解析により実施するものとし，必要に応じて聞き取り調査，現地踏査を実施する。_____

_____地域概況の記述に当たっては，影響評価項目並びに調査，予測及び評価の手法選定の根拠が明らかになるよう留意する。

(2) 環境影響要因の抽出

う。)を抽出する。

環境影響評価の対象とする行為の範囲は、当該事業に係る工事、工事が完了した後の土地及び工作物（以下「土地等」という。）の存在、土地等の供用に伴い行われる事業活動その他の人の活動とする。

対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄に係る環境影響要因も含めて抽出する。

(3) 環境影響要素の抽出

規則で定める一般的な影響評価項目を踏まえながら、環境影響要因により影響を受けることが予想される環境の要素（以下「環境影響要素」という。）を表2の中から抽出する。

なお、表2は、一般的に想定される環境影響要素の細区分を示すものであるため、各事業の特性及び地域の特性に応じて、適切な細区分の追加、削除を行うこととする。

(4) 影響評価項目の選定

抽出された環境影響要因、環境影響要素について、事業特性及び地域特性等を勘案して影響の程度を検討し、影響評価項目を選定する。

選定した影響評価項目（以下「選定項目」という。）について、必要に応じて、重点的に環境影響評価を行う項目（重点化項目）、簡略化して環境影響評価を行う項目（簡略化項目）、影響が軽微である又は予測等が困難である等の理由から調査、予測を行わず環境配慮によって対応する項目（配慮項目）の区分を行う。

選定結果については、表3を参考として、環境影響要因と環境影響要素の関係、選定項目及び重点化等の結果がわかる表を作成する。また、選定項目についての選定理由及び重点化等の理由並びに選定しなかった影響評価項目についてその理由又は根拠をとりまとめる。ただし、間接的な影響を根拠として影響評価項目を選定する場合等においては、環境影響の関連図を作成するなどにより選定根拠の内容を明確にする。

影響評価項目の選定に当たって、専門家等の助言を得た場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性を明らかにする

対象事業に係る全ての行為のうち環境影響が想定される行為（以下「環境影響要因」という。）を抽出する。

環境影響評価の対象とする行為の範囲は、当該事業に係る工事、工事が完了した後の土地及び工作物（以下「土地等」という。）の存在、土地等の供用に伴い行われる事業活動その他の人の活動とする。

(3) 環境影響要素の抽出

規則で定める一般的な影響評価項目を踏まえながら、環境影響要因により影響を受けることが予想される環境の要素（以下「環境影響要素」という。）を表2の中から抽出する。

なお、表2は、一般的に想定される環境影響要素の細区分を示すものであるため、各事業の特性及び地域の特性に応じて、適切な細区分の追加、削除を行うこととする。

(4) 影響評価項目の選定

抽出された環境影響要因、環境影響要素について、事業特性及び地域特性等を勘案して影響の程度を検討し、影響評価項目を選定する。

選定した影響評価項目（以下「選定項目」という。）について、必要に応じて、重点的に環境影響評価を行う項目（重点化項目）、簡略化して環境影響評価を行う項目（簡略化項目）、影響が軽微である又は予測等が困難である等の理由から調査、予測を行わず環境配慮によって対応する項目（配慮項目）の区分を行う。

選定結果については、表3を参考として、環境影響要因と環境影響要素の関係、選定項目及び重点化等の結果がわかる表を作成する。また、選定項目についての選定理由及び重点化等の理由並びに選定しなかった影響評価項目についてその理由又は根拠をとりまとめる。ただし、間接的な影響を根拠として影響評価項目を選定する場合等においては、環境影響の関連図を作成するなどにより選定根拠の内容を明確にする。

よう努める。

2 調査、予測及び評価手法の検討

選定項目について、第3の2（調査の実施）、3（予測の実施）及び5（評価の実施）の内容並びに表4及び表5を参考として、調査、予測及び評価の手法を選定する。

表4及び表5はすべての事業に共通するものとして策定したものであるため、手法の検討に当たっては、事業の特性、地域概況を踏まえ、影響評価項目の選定で行った重点化、簡略化の区分に応じて適切な手法を検討する。

なお、表4及び表5に記載した手法と同等又はそれ以上の信頼性のある手法であればそれ以外の手法を用いても差し支えない。

手法の選定に当たっては、その理由を明らかにする。専門家等の助言を得た場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努める。

調査手法の選定時に、地域概況を踏まえるに当たっては、地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意する。

(1) 調査手法の検討

調査手法は、以下の事項について検討する。

- ア 調査内容
- イ 調査方法
- ウ 調査地域及び調査地点
- エ 調査期間、時期、頻度等

(2) 予測手法の検討

予測手法は、以下の事項について検討する。

- ア 予測内容
- イ 予測地域及び予測地点
- ウ 予測対象時期
- エ 予測方法

(3) 評価手法の検討

評価手法は、以下の事項について検討する。

- ア 回避・低減を図る環境影響の内容又は観点
- イ 整合を図るべき環境の保全等の目標又は基準等

3 環境影響評価方法書の作成

この時点における事業計画の内容、地域環境の概況、影響評価項目の選定結果、調査、予測及び評価手法の検討結果を、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）としてとりまとめる

第3 環境影響評価準備書作成に係る手順

- 1 選定項目並びに調査、予測及び評価手法の見直し、決定

2 調査、予測及び評価手法の検討

選定項目について、第3の2（調査の実施）、3（予測の実施）及び5（評価の実施）の内容並びに表4及び表5を参考として、調査、予測及び評価の手法を検討する。

表4及び表5はすべての事業に共通するものとして策定したものであるため、手法の検討に当たっては、事業の特性、地域概況を踏まえ、影響評価項目の選定で行った重点化、簡略化の区分に応じて適切な手法を検討する。

なお、表4及び表5に記載した手法と同等又はそれ以上の信頼性のある手法であればそれ以外の手法を用いても差し支えない。

(1) 調査手法の検討

調査手法は、以下の事項について検討する。

- ア 調査内容
- イ 調査方法
- ウ 調査地域及び調査地点
- エ 調査期間、時期、頻度等

(2) 予測手法の検討

予測手法は、以下の事項について検討する。

- ア 予測内容
- イ 予測地域及び予測地点
- ウ 予測対象時期
- エ 予測方法

(3) 評価手法の検討

評価手法は、以下の事項について検討する。

- ア 回避・低減を図る環境影響の内容又は観点
- イ 整合を図るべき環境の保全等の目標又は基準等

3 環境影響評価方法書の作成

この時点における事業計画の内容、地域環境の概況、影響評価項目の選定結果、調査、予測及び評価手法の検討結果を、環境影響評価方法書（以

方法書に対する住民意見及び市長意見に基づき選定項目並びに調査、予測及び評価手法の見直しを行う。

なお、調査、予測及び評価の手法は、その後の調査等の結果及び事業計画の検討状況に応じ、適宜見直すものとする。また、植物、動物における注目すべき種等についても、調査等の結果に応じ適宜見直すものとする。

2 調査の実施

選定項目について、適切に予測、評価を行う上で必要な情報を得るため、選定項目の特性、事業の特性及び地域環境の特性を踏まえ、表4を参考として適切な調査手法を設定し、調査を実施する。

(1) 調査内容

調査内容は、選定項目に係る環境要素の状況並びにこれに関連する自然環境及び社会環境の状況のうち、予測に必要な事項とする。

(2) 調査方法

既存文献、専門家や地域住民からの聞き取り、現地調査により必要な情報を収集し、これらを整理、解析することによる。

調査又は測定の方法は、科学的知見等を踏まえ、信頼性の高い適切な方法によるものとし、法令等により調査又は測定の方法が定められている場合には、これを踏まえて実施する。

なお、既存文献の利用に当たっては、情報の信頼性、精度その他について十分な検討を行うこととする。

(3) 調査地域及び調査地点

調査地域は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素の状況が一定程度以上変化する範囲及び予測、評価に必要な情報を得るために調査を実施する必要がある地域とする。

調査地域の設定に当たっては、必要に応じ、概略の影響検討結果を踏まえることとする。

調査地点等を設定して調査を実施する場合は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況等を踏まえ、地域を代表する地点その他調査の実施に適切かつ効果的な地点を設定する。

(4) 調査期間、時期、頻度等

調査の期間、時期、頻度等は、調査内容、地域の気象又は水象等の特性、社会環境の状況等に応じ、適切かつ効果的に設定する。

調査の期間等の設定に当たっては、季節変動、日変動等に留意する。

年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始する。

下「方法書」という。)としてとりまとめる。

第3 環境影響評価準備書作成に係る手順

1 選定項目並びに調査、予測及び評価手法の見直し、決定

方法書に対する住民意見及び市長意見に基づき選定項目並びに調査、予測及び評価手法の見直しを行う。

なお、調査、予測及び評価の手法は、その後の調査等の結果及び事業計画の検討状況に応じ、適宜見直すものとする。また、植物、動物における注目すべき種等についても、調査等の結果に応じ適宜見直すものとする。

2 調査の実施

選定項目について、適切に予測、評価を行う上で必要な情報を得るため、選定項目の特性、事業の特性及び地域環境の特性を踏まえ、表4を参考として適切な調査手法を設定し、調査を実施する。

(1) 調査内容

調査内容は、選定項目に係る環境要素の状態並びにこれに関連する自然環境及び社会環境の状況のうち、予測に必要な事項とする。

(2) 調査方法

既存文献、専門家や地域住民からの聞き取り、現地調査により必要な情報を収集し、これらを整理、解析することによる。

調査又は測定の方法は、科学的知見等を踏まえ、信頼性の高い適切な方法によるものとし、法令等により調査又は測定の方法が定められている場合には、これを踏まえて実施する。

なお、既存文献の利用に当たっては、情報の信頼性、精度その他について十分な検討を行うこととする。

(3) 調査地域及び調査地点

調査地域は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素の状態が一定程度以上変化する範囲及び予測、評価に必要な情報を得るために調査を実施する必要がある地域とする。

調査地域の設定に当たっては、必要に応じ、概略の影響検討結果を踏まえることとする。

調査地点等を設定して調査を実施する場合は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況等を踏まえ、地域を代表する地点その他調査の実施に適切かつ効果的な地点を設定する。

(4) 調査期間、時期、頻度等

調査の期間、時期、頻度等は、調査内容、地域の気象又は水象等の特性、社会環境の状況等に応じ、適切かつ効果的に設定する。

(5) 調査結果の整理

調査によって得られた情報は、その信頼性や妥当性を明らかにできるよう、調査対象地域及び地点並びに調査期間等の設定の根拠を明らかにするとともに、当該情報が記載されていた文献名、調査の前提条件、調査実施者（委託した調査者又は調査会社）、調査の日時等について整理する。また、現地調査については、フィールドにおける記録、標本、写真等、調査の信頼性の検証等に必要な資料について求めに応じて提出可能なように整理を行っておく。

希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行う。

既存の長期間の観測結果が存在し、かつ現地調査を行った場合には、これらの結果を比較検討できるよう整理する。

(6) 調査実施に当たっての留意点

調査の実施そのものに伴う環境影響を回避・低減するため、可能な限り環境影響の少ない調査方法を選定する。

調査の結果得られた情報については、適宜検討を加え、必要に応じ、調査の追加、補足を行うこととする。

3 予測の実施

対象事業が、選定項目に係る環境要素に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握し、環境保全対策を検討するための情報を得るため、選定項目の特性、事業の特性及び調査結果を踏まえ、表5を参考として適切な予測手法を設定し、予測を実施する。

(1) 予測内容

予測内容は、環境影響の程度及び広がりを選択かつ効果的に把握するため、環境の状態又は環境への負荷の程度を表す適切な指標を検討し、設定する。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素の状況が一定程度以上変化する範囲とし、調査地域のうちから適切に設定する。

予測地点を設定して予測を行う場合は、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれのある地点、環境の保全等についての配慮すべき対象等への影響を的確に把握できる地点等を設定する。

(3) 予測対象時期

予測の対象とする時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分に

調査の期間等の設定に当たっては、季節変動、日変動等に留意する。

(5) 調査結果の整理

調査によって得られた情報は、その信頼性や妥当性を明らかにできるよう、調査対象地域及び地点並びに調査期間等の設定の根拠を明らかにするとともに、当該情報が記載されていた文献名、調査の前提条件、調査実施者（委託した調査者又は調査会社）、調査の日時等について整理する。また、現地調査については、フィールドにおける記録、標本、写真等、調査の信頼性の検証等に必要な資料について求めに応じて提出可能なように整理を行っておく。

希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行う。

既存の長期間の観測結果が存在し、かつ現地調査を行った場合には、これらの結果を比較検討できるよう整理する。

(6) 調査実施に当たっての留意点

調査の実施そのものに伴う環境影響を回避・低減するため、可能な限り環境影響の少ない調査方法を選定する。

調査の結果得られた情報については、適宜検討を加え、必要に応じ、調査の追加、補足を行うこととする。

3 予測の実施

対象事業が、選定項目に係る環境要素に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握し、環境保全対策を検討するための情報を得るため、選定項目の特性、事業の特性及び調査結果を踏まえ、表5を参考として適切な予測手法を設定し、予測を実施する。

(1) 予測内容

予測内容は、環境影響の程度及び広がりを選択かつ効果的に把握するため、環境の状態又は環境への負荷の程度を表す適切な指標を検討し、設定する。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素の状態が一定程度以上変化する範囲とし、調査地域のうちから適切に設定する。

予測地点を設定して予測を行う場合は、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれのある地点、環境の保全等について

勘案し、予測内容ごとに工事、存在、供用による環境影響を的確に把握できる時期を設定する。

工事による影響については、工事による影響が最大になる時期又は工事終了時を基本とするが、選定項目によっては工事着手時等にその影響が最大となるものもあることを念頭におき、適切な時期を設定する。

存在影響については存在による影響がほぼ確定する時期、供用による影響については事業活動や利用が定常状態になる時期及び影響が最大になる時期(当該時期が設定されることができるところに限る。)を基本として、供用後の適切な時期に設定する。

ただし、影響の大きさの変動が著しい場合、存在及び供用による影響が上記のような状態に達するまでに長期間を要する場合等においては、補足的な予測時点を設定する。

また、対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合にあつては、必要に応じ補足的な予測時点を設定する。

予測の期間、時間帯等については、予測内容に応じて、環境の変化やそれに伴う影響の程度を適切かつ効果的に把握できるよう設定する。

(4) 予測方法

予測の方法は、評価において必要とされる情報の水準が確保されるよう、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、類似事例の引用又は解析、科学的知見に基づく推定等の方法のうちから、適切な方法を選定して行う。

この場合、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に変化の程度を把握する。

ただし、選定項目の特性によっては、負荷の程度及び環境保全対策の記述等によって予測に代えることができる。

(5) 予測の前提条件の明確化

予測に当たっては、予測の前提となる事業計画及び環境保全対策の内容を明確にする。また、予測で用いた原単位及びパラメータ、将来の環境の状態等の設定内容及びその根拠、予測地域等の設定の根拠、予測手法の特徴及びその適用範囲等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるように整理する。この場合、予測の前提条件とその条件から得られる予測の結果の対応関係をあわせて示す。

なお、予測で用いる原単位等については、適切な既存情報がない場合には、実測等を行うこと

の配慮すべき対象等への影響を的確に把握できる地点等を設定する。

(3) 予測対象時期

予測の対象とする時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分に勘案し、予測内容ごとに工事、存在、供用による環境影響を的確に把握できる時期を設定する。

工事による影響については、工事による影響が最大になる時期又は工事終了時を基本とするが、選定項目によっては工事着手時等にその影響が最大となるものもあることを念頭におき、適切な時期を設定する。

存在影響については存在による影響がほぼ確定する時期、供用による影響については事業活動や利用が定常状態になる時期

_____を基本として、供用後の適切な時期に設定する。

ただし、影響の大きさの変動が著しい場合、存在及び供用による影響が上記のような状態に達するまでに長期間を要する場合等においては、補足的な予測時点を設定する。

予測の期間、時間帯等については、予測内容に応じて、環境の変化やそれに伴う影響の程度を適切かつ効果的に把握できるよう設定する。

(4) 予測方法

予測の方法は、評価において必要とされる情報の水準が確保されるよう、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、類似事例の引用又は解析、科学的知見に基づく推定等の方法のうちから、適切な方法を選定して行う。

この場合、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に変化の程度を把握する。

ただし、選定項目の特性によっては、負荷の程度及び環境保全対策の記述等によって予測に代えることができる。

(5) 予測の前提条件の明確化

予測に当たっては、予測の前提となる事業計画及び環境保全対策の内容を明確にする。また、予測で用いた原単位及びパラメータ、将来の環境の状態等の設定内容及びその根拠、予測地域等の設定の根拠、予測手法の特徴及びその適用範囲等について、地域の状況等に照らし、

とする。

(6) 将来の環境の状態の設定のあり方

環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の条件によりもたらされる将来の環境の状態を明らかにできるように整理し、これを勘案して行うものとする。

将来の環境の状態は、環境の将来推計結果、将来の人口等の動向、今後実施される環境保全施策、事業予定地周辺の開発計画等について、市又は宮城県が有する情報を収集し推定する。

ただし、将来の環境の状態の推定が困難な場合は、現在の環境の状態をもって将来の状態に代えることとする。その際、推定される将来の変化の方向性等について可能な限り明らかにする。

なお、将来の環境の状態の推定に当たって市、宮城県又は国による環境保全施策の効果を見込む場合には、当該措置の内容、見込まれる効果及びその確実性を明らかにする。

(7) 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界、予測の前提条件の不確実性等に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性について整理する。

なお、予測値の変動の幅や現象発生の確率等、予測の不確実性の程度についても可能な限り定量的な表現を行うよう努める。この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握する。

4 環境保全対策等の検討

予測の結果に基づき、対象事業が環境に及ぼす影響について、第3章 環境の保全及び創造のための措置の内容を踏まえ、影響を回避・低減するための環境保全対策を検討する。

保全対策を検討した場合には、必要に応じ再予測を実施する。

なお、評価の結果やむを得ず生じる影響について、必要に応じ、事業の実施により損なわれる環境要素の持つ環境保全上の価値又は機能を代償するための措置を検討する。

5 評価の実施

評価は、表5を参考として、事業者により実行可能な範囲で環境影響が最大限に回避・低減されているかどうかによることとし、あわせて環境の保全等に係る目標や基準がある場合にはこれらとの整合に努める。

(1) 影響評価項目ごとの評価の方法

ア 回避・低減の観点からの評価は、選定項目

妥当性を明らかにできるように整理する。 _____

なお、予測で用いる原単位等について、適切な既存情報がない場合には、実測等を行うこととする。

(6) 将来の環境の状態の設定のあり方

環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の条件によりもたらされる将来の環境の状態を _____

_____ 勘案して行うものとする。

将来の環境の状態は、環境の将来推計結果、将来の人口等の動向、今後実施される環境保全施策、事業予定地周辺の開発計画等について、市又は宮城県が有する情報を収集し推定する。

ただし、将来の環境の状態の推定が困難な場合は、現在の環境の状態をもって将来の状態に代えることとする。その際、推定される将来の変化の方向性等について可能な限り明らかにする。

なお、将来の環境の状態の推定に当たって市、宮城県又は国による環境保全施策の効果を見込む場合には、当該措置の内容、見込まれる効果及びその確実性を明らかにする。

(7) 予測の不確実性の検討

科学的知見の限界、予測 _____ 条件の不確実性等に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性について整理する。

なお、予測値の変動の幅や現象発生の確率等、予測の不確実性の程度についても可能な限り定量的な表現を行うよう努める。 _____

4 環境保全対策等の検討

予測の結果に基づき、対象事業が環境に及ぼす影響について、第3章 環境の保全及び創造のための措置の内容を踏まえ、影響を回避・低減するための環境保全対策を検討する。

保全対策を検討した場合には、必要に応じ再予測を実施する。

なお、評価の結果やむを得ず生じる影響について、必要に応じ、事業の実施により損なわれる環境要素の持つ環境保全上の価値又は機能を代償するための措置を検討する。

5 評価の実施

評価は、表5を参考として、事業者により実行

ごとに、事業を実施する区域、造成計画、建造物の構造・配置、環境保全設備、工事の方法等、複数の計画案又は環境保全対策案の比較検討により行う。

評価に当たっては、予め回避・低減の対象とする影響の内容又は観点を明確にするとともに、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理する。

イ 目標又は基準との整合の観点からの評価は、環境基準、仙台市環境基本計画の目標等、市、宮城県又は国によって環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合に、当該評価において当該基準又は目標に照らす考え方を明らかにできるように整理しつつ、これらとの整合が図られているか否かについても検討する。

(2) 総合評価の方法

選定項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成する等の整理を行い、影響評価項目の選定の際の項目の重点化、簡略化の検討結果を勘案し、対象事業に係る総合的な評価を行う。

6 事後調査計画の策定

予測評価の結果を検証し、必要に応じて追加的な環境保全対策を実施するため、事後調査計画を策定する。

事後調査計画は、第5 事後調査に係る手順を参考として、以下の事項について定める。

- (1) 事後調査の項目
- (2) 事後調査の内容
- (3) 事後調査の対象時点、時期、頻度等
- (4) 事後調査の地域及び地点
- (5) 事後調査の方法
- (6) 事後調査報告書の提出時期及び頻度
- (7) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

7 環境影響評価準備書の作成

以上の過程により得られた結果をとりまとめ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する。

第4 環境影響評価書の作成に係る手順

1 住民等及び市長からの意見への対応の検討

準備書についての住民等および市長からの意見に基づき、必要に応じて、事業計画を見直し、環境影響評価を再実施する。

なお、準備書についての住民等からの意見に対する事業者の見解をとりまとめ、予め、市長に提出しなければならない。

可能な範囲で環境影響が最大限に回避・低減されているかどうかによることとし、あわせて環境の保全等に係る目標や基準がある場合にはこれらとの整合に努める。

(1) 影響評価項目ごとの評価の方法

ア 回避・低減の観点からの評価は、選定項目ごとに、事業を実施する区域、造成計画、建造物の構造・配置、環境保全設備、工事の方法等、複数の計画案又は環境保全対策案の比較検討により行う。

評価に当たっては、予め回避・低減の対象とする影響の内容又は観点を明確にする_____

イ 目標又は基準との整合の観点からの評価は、環境基準、仙台市環境基本計画の目標等、市、宮城県又は国によって環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合に、_____

_____ これらとの整合が図られているか否かについても検討する。

(2) 総合評価の方法

選定項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成する等の整理を行い、影響評価項目の選定の際の項目の重点化、簡略化の検討結果を勘案し、対象事業に係る総合的な評価を行う。

6 事後調査計画の策定

予測評価の結果を検証し、必要に応じて追加的な環境保全対策を実施するため、事後調査計画を策定する。

事後調査計画は、第5 事後調査に係る手順を参考として、以下の事項について定める。

- (1) 事後調査の項目
- (2) 事後調査の内容
- (3) 事後調査の対象時点、時期、頻度等
- (4) 事後調査の地域及び地点
- (5) 事後調査の方法
- (6) 事後調査報告書の提出時期及び頻度
- (7) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

7 環境影響評価準備書の作成

以上の過程により得られた結果をとりまとめ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する。

第4 環境影響評価書の作成に係る手順

1 住民等及び市長からの意見への対応の検討

準備書についての住民等および市長からの意

<p>2 環境影響評価書の作成 準備書についての住民等及び市長からの意見に関する事項、環境影響評価を再実施した場合には、再実施した環境影響評価の結果に基づいて準備書内容を修正した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成する。</p> <p>第5 事後調査に係る手順</p> <p>1 事後調査の実施</p> <p>(1) 事後調査の目的 事後調査は、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を実施し、予測評価結果の検証を行うことにより、必要に応じて追加の環境保全対策を適切に講ずるとともに、事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業実施、市長による適切な指導、今後の予測評価技術等の向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 事後調査の項目 事後調査の項目は、原則としてすべての選定項目とする。</p> <p>(3) 事後調査の内容 事後調査の内容は、以下のとおりとする。 ア 影響評価項目の対象とした環境の状況 イ 上記の環境の状況に係る対象事業の状況及び対象事業による負荷の状況</p> <p>(4) 事後調査の対象時点、時期、頻度等 調査の時期は、原則として予測時点とする。 ただし、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査等を行う。 調査の時期及び頻度等は、調査手法に準じるものとする。</p> <p>(5) 事後調査の地域及び地点 事後調査の地域は、原則として予測地域とする。 事後調査の地点は、予測地点がある場合はこれを基本とし、予測地点がない場合は、地域の環境を代表する地点、影響が最も大きいと想定される地点等適切かつ効果的な地点を設定する。</p> <p>(6) 事後調査の方法 事後調査の方法は、原則として現地調査によるものとする 測定方法等現地調査の方法は、調査手法に準じるものとする。</p> <p>2 事後調査実施後の検討</p> <p>(1) 予測評価結果の検証 事後調査の結果を、予測評価結果と比較検討する。その結果が予測評価結果と著しく異なる</p>	<p>見に基づき、必要に応じて、事業計画を見直し、環境影響評価を再実施する。</p> <p>なお、準備書についての住民等からの意見に対する事業者の見解をとりまとめ、予め、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 環境影響評価書の作成 準備書についての住民等及び市長からの意見に関する事項、環境影響評価を再実施した場合には、再実施した環境影響評価の結果に基づいて準備書内容を修正した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成する。</p> <p>第5 事後調査に係る手順</p> <p>1 事後調査の実施</p> <p>(1) 事後調査の目的 事後調査は、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を実施し、予測評価結果の検証を行うことにより、必要に応じて追加の環境保全対策を適切に講ずるとともに、事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業実施、市長による適切な指導、今後の予測評価技術等の向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 事後調査の項目 事後調査の項目は、原則としてすべての選定項目とする。</p> <p>(3) 事後調査の内容 事後調査の内容は、以下のとおりとする。 ア 影響評価項目の対象とした環境の状況 イ 上記の環境の状況に係る対象事業の状況及び対象事業による負荷の状況</p> <p>(4) 事後調査の対象時点、時期、頻度等 調査の時期は、原則として予測時点とする。 ただし、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査等を行う。 調査の時期及び頻度等は、調査手法に準じるものとする。</p> <p>(5) 事後調査の地域及び地点 事後調査の地域は、原則として予測地域とする。 事後調査の地点は、予測地点がある場合はこれを基本とし、予測地点がない場合は、地域の環境を代表する地点、影響が最も大きいと想定される地点等適切かつ効果的な地点を設定する。</p> <p>(6) 事後調査の方法 事後調査の方法は、原則として現地調査によるものとする 測定方法等現地調査の方法は、調査手法に準</p>
--	--

場合には、事業の状況等を勘案し、その理由を検討する。

(2) 追加的環境保全対策等の検討・実施

事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合には、必要に応じて追加的環境保全対策を検討し、実施する。その場合、追加的環境保全対策による効果及び環境影響について、予測評価を実施する。

また、事後調査の結果に基づき、追加的環境保全対策を実施する場合、又は、環境影響の継続的観察が必要と認められる場合には、再度、事後調査計画を策定し、実施する。

追加的環境保全対策の実施及び終了並びに事後調査の終了の判断に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を得ることにより客観的かつ科学的な検討を行う。専門家等の助言を得た場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。また、当該専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努める。

3 事後調査の報告

事後調査の実施状況に応じ、適宜、以上の過程により得られた結果をとりまとめた事後調査報告書を作成し、提出する。

なお、事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境影響が大きい場合には、調査実施後できるだけ速やかに結果を報告することとする。

第3章 環境の保全及び創造のための措置

第1 環境の保全及び創造のための措置の範囲

環境の保全及び創造のための措置とは、予測の結果に基づき、環境影響を回避・低減するために検討する環境保全対策に加え、事業計画検討の段階における環境への配慮、評価の結果なお残る環境影響について講じる代償措置、事後調査の結果に基づき講じる追加的環境保全対策等を包含するものとする。

第2 環境の保全及び創造のための措置の考え方

環境の保全及び創造のための措置は、事業の計画及び実施の各段階に応じ、以下の回避・低減、代償の考え方にそって、事業者が実行可能な範囲において検討を行うこととする。

環境の保全及び創造のための措置の検討は、回避・低減を優先し、その結果を踏まえ代償を検討する。

1 回避

事業の全体もしくは一部の配置又は内容を変更すること、又は事業の一部を実行しないこと等によって、影響の発生を回避する。

2 低減

事業の程度又は規模を制限すること、事業の実

じるものとする。

2 事後調査実施後の検討

(1) 予測評価結果の検証

事後調査の結果を、予測評価結果と比較検討する。その結果が予測評価結果と著しく異なる場合には、事業の状況等を勘案し、その理由を検討する。

(2) 追加的環境保全対策等の検討・実施

事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合には、必要に応じて追加的環境保全対策を検討し、実施する。その場合、追加的環境保全対策による効果及び環境影響について、予測評価を実施する。

また、事後調査の結果に基づき、追加的環境保全対策を実施する場合、又は、環境影響の継続的観察が必要と認められる場合には、再度、事後調査計画を策定し、実施する。

3 事後調査の報告

事後調査の実施状況に応じ、適宜、以上の過程により得られた結果をとりまとめた事後調査報告書を作成し、提出する。

なお、事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境影響が大きい場合には、調査実施後できるだけ速やかに結果を報告することとする。

第3章 環境の保全及び創造のための措置

第1 環境の保全及び創造のための措置の範囲

環境の保全及び創造のための措置とは、予測の結果に基づき、環境影響を回避・低減するために検討する環境保全対策に加え、事業計画検討の段階における環境への配慮、評価の結果なお残る環境影響について講じる代償措置、事後調査の結果に基づき講じる追加的環境保全対策等を包含するものとする。

第2 環境の保全及び創造のための措置の考え方

環境の保全及び創造のための措置は、事業の計画及び実施の各段階に応じ、以下の回避・低減、代償の考え方にそって、事業者が実行可能な範囲において検討を行うこととする。

環境の保全及び創造のための措置の検討は、回避・低減を優先し、その結果を踏まえ代償を検討

施方法を変更すること等によって、汚染物質量や自然の損壊等影響要因の発生の程度を最小化する。

また、汚染物質の除去装置の設置や修景緑化等適切な対策を講ずることにより、発生した影響要因からの影響の程度を最小化する。

3 代償

事業の実施により損なわれる環境要素について、損なわれた環境要素を同一の場所で修復、再生する。

また、事業の実施により損なわれる環境要素について、損なわれた環境要素と同等又はそれ以上の機能、価値を有する環境要素を近傍において確保、提供又は創出するなど代替の環境要素により影響を代償する。

第3 環境の保全及び創造のための措置の検討等における留意点

1 検討に当たっては、環境の保全及び創造のための措置の内容、実施期間、実施主体等の実施の方法を極力具体的に示すとともに、環境の保全及び創造のための措置の効果（環境の保全及び創造のための措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を含む。）及び不確実性の程度、環境の保全及び創造のための措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響等を一覧できるように整理する。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境の保全及び創造のための措置の具体的な内容を明らかにできるように整理する。

2 代償措置の検討に関する留意点

環境影響を回避・低減するための検討を行ったが、その結果やむを得ず残る影響について代償のための措置を講じようとする場合には、影響の回避・低減のための措置を講ずることが困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境要素と代償される環境要素について、十分な調査を実施し、措置の内容を慎重に検討し、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにする。

第4章 環境影響評価関連図書の作成方法

第1 作成上の留意点

1 環境影響評価関連図書の作成に当たっては、科学的、論理的な記述を旨としつつ、わかりやすい表現とするよう努める。

2 環境影響評価関連図書は、必要に応じて本編と資料編に分けるものとし、本編においては、環境影響評価の内容を記述するために必要な最小限の内容を記載し、詳細なデータ等については資料編に記載する。また、内容の周知を図る際には、

する。

1 回避

事業の全体もしくは一部の配置又は内容を変更すること、又は事業の一部を実行しないこと等によって、影響の発生を回避する。

2 低減

事業の程度又は規模を制限すること、事業の実施方法を変更すること等によって、汚染物質量や自然の損壊等影響要因の発生の程度を最小化する。

また、汚染物質の除去装置の設置や修景緑化等適切な対策を講ずることにより、発生した影響要因からの影響の程度を最小化する。

3 代償

事業の実施により損なわれる環境要素について、損なわれた環境要素を同一の場所で修復、再生する。

また、事業の実施により損なわれる環境要素について、損なわれた環境要素と同等又はそれ以上の機能、価値を有する環境要素を近傍において確保、提供又は創出するなど代替の環境要素により影響を代償する。

第3 環境の保全及び創造のための措置の検討等における留意点

1 検討に当たっては、環境の保全及び創造のための措置の内容、実施期間、実施主体等の実施の方法を極力具体的に示すとともに、環境の保全及び創造のための措置の効果（環境の保全及び創造のための措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を含む。）及び不確実性の程度、環境の保全及び創造のための措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響等を一覧できるように整理する。

2 代償措置の検討に関する留意点

環境影響を回避・低減するための検討を行ったが、その結果やむを得ず残る影響について代償のための措置を講じようとする場合には、影響の回避・低減のための措置を講ずることが困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境要素と代償される環境要素について、十分な調査を実施し、措置の内容を慎重に検討

_____する。

第4章 環境影響評価関連図書の作成方法

第1 作成上の留意点

必要に応じてわかりやすく要約した概要版を作成する。

- 3 地図情報については、情報の精度に応じた適切な縮尺の地図を用い、位置が同定可能なものを作成する。ただし、希少な動植物種等の分布に関して、公表資料において位置の同定ができないよう配慮する場合は、別途位置の同定が可能な資料を市長に提出することとする。

第2 環境影響評価関連図書の記載事項

1 事前調査書

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 対象事業の概要

対象事業の概要は、事業の名称、種類、位置、規模等について記載する。

また、事業の必要性、事業計画検討の経緯、事業計画検討に当たっての前提条件等についても可能な限り記載する。

- (3) 事前調査対象範囲

事前調査の対象とした地域の範囲と、その設定の理由を記載する。

- (4) 事前調査結果

以下の項目ごとに、自然環境等の状況及び地域の環境保全の状況を記載する。その際、使用した文献の名称その他調査方法を明らかにする。

ア 水象（水源地、湧水の状況、自然性の高い水辺地の状況等）

イ 地形・地質（注目すべき地形・地質の状況、大規模な造成を要する斜面地の状況等、災害履歴）

ウ 植物（注目すべき植物の状況、植生及び注目すべき植物群落の状況等）

エ 動物（注目すべき動物の状況、注目すべき動物の生息地の状況等）

オ 景観（自然的・歴史的景観資源の状況、眺望の状況等）

カ 自然との触れ合いの場（自然との触れ合いの場及びその利用の状況）

キ 文化財（指定文化財等の状況、ただし、土地と一体となったものに限る。）

ク その他（その他の配慮すべき項目の状況、環境の保全等の状況等）

- (5) 自然環境等で保全しようとする地域又は対象

(4)の結果を解析し、事業予定地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象を明らかにする。

- 1 環境影響評価関連図書の作成に当たっては、科学的、論理的な記述を旨としつつ、わかりやすい表現とするよう努める。

- 2 環境影響評価関連図書は、必要に応じて本編と資料編に分けるものとし、本編においては、環境影響評価の内容を記述するために必要な最小限の内容を記載し、詳細なデータ等については資料編に記載する。また、内容の周知を図る際には、必要に応じてわかりやすく要約した概要版を作成する。

- 3 地図情報については、情報の精度に応じた適切な縮尺の地図を用い、位置が同定可能なものを作成する。ただし、希少な動植物種等の分布に関して、公表資料において位置の同定ができないよう配慮する場合は、別途位置の同定が可能な資料を市長に提出することとする。

第2 環境影響評価関連図書の記載事項

1 事前調査書

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 対象事業の概要

対象事業の概要は、事業の名称、種類、位置、規模等について記載する。

また、事業の必要性、事業計画検討の経緯、事業計画検討に当たっての前提条件等についても可能な限り記載する。

- (3) 事前調査対象範囲

事前調査の対象とした地域の範囲と、その設定の理由を記載する。

- (4) 事前調査結果

以下の項目ごとに、自然環境等の状況及び地域の環境保全の状況を記載する。その際、使用した文献の名称その他調査方法を明らかにする。

ア 水象（水源地、湧水の状況、自然性の高い水辺地の状況等）

イ 地形・地質（注目すべき地形・地質の状況、大規模な造成を要する斜面地の状況等、災害履歴）

ウ 植物（注目すべき植物の状況、植生及び注目すべき植物群落の状況等）

エ 動物（注目すべき動物の状況、注目すべき動物の生息地の状況等）

オ 景観（自然的・歴史的景観資源の状況、眺望の状況等）

カ 自然との触れ合いの場（自然との触れ合いの場及びその利用の状況）

キ 文化財（指定文化財等の状況、ただし、土地と一体となったものに限る。）

(6) その他配慮しようとする内容
その他、事業の実施にあたり、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方向性を明らかにする。

2 方法書

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、目的及び内容
事業の内容には、事業の種類、位置、規模、土地利用、**事業特性**等この時点で定まっている内容について記載する。

なお、事業特性の記述に当たっては、影響評価項目の選定及び調査手法の検討の理由がわかるよう努める。

また、事業の必要性、事業計画検討の経緯等についても可能な限り記載する。

(3) 関係地域の範囲

関係地域の範囲とその設定理由について記載する。

その際、(5)に示す選定項目ごとの影響を受けると想定される範囲についても示すこととする。

(4) 地域の概況

地域の概況の調査の結果を記載する。

その際、影響評価項目の選定及び調査手法等の検討の理由がわかるような記述に努めることとする。

(5) 選定項目

環境影響要因・環境影響要素のマトリクス等により、選定項目及び重点化・簡略化等の結果を示す。

また、影響評価項目の選定の理由及び重点化・簡略化等の理由、選定しなかった影響評価項目についてその根拠を記載する。

影響評価項目の選定に当たって、専門家等の助言を得た場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を記載する。また、当該専門家等の所属機関の属性を記載するよう努める。

(6) 選定項目ごとの調査、予測及び評価手法

調査手法では、調査内容、調査方法・測定方法、調査地域及び地点、調査期間・頻度等を記載するものとする。

予測手法では、予測内容、予測方法、予測地域及び地点、予測対象時期等を記載するものとする。

評価の手法では、環境影響の回避・低減を図る対象又は環境影響の観点、整合を図るべき環境保全の水準等について記載する。また、影響

ク その他（その他の配慮すべき項目の状況、環境の保全等の状況等）

(5) 自然環境等で保全しようとする地域又は対象

(4)の結果を解析し、事業予定地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象を明らかにする。

(6) その他配慮しようとする内容

その他、事業の実施にあたり、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方向性を明らかにする。

2 方法書

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

事業の内容には、事業の種類、位置、規模、土地利用_____等この時点で定まっている内容について記載する。

また、事業の必要性、事業計画検討の経緯等についても可能な限り記載する。

(3) 関係地域の範囲

関係地域の範囲とその設定理由について記載する。

その際、(5)に示す選定項目ごとの影響を受けると想定される範囲についても示すこととする。

(4) 地域の概況

地域の概況の調査の結果を記載する。

その際、影響評価項目の選定及び調査手法等の検討の理由がわかるような記述に努めることとする。

(5) 選定項目

環境影響要因・環境影響要素のマトリクス等により、選定項目及び重点化・簡略化等の結果を示す。

また、影響評価項目の選定の理由及び重点化・簡略化等の理由、選定しなかった影響評価項目についてその根拠を記載する。

(6) 選定項目ごとの調査、予測及び評価手法

の回避・低減のための代替案検討の範囲についても可能な限り記載する。

あわせて、調査、予測及び評価手法の選定の理由を記載する。専門家等の助言を得た場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を記載する。また、当該専門家等の所属機関の属性を記載するよう努める。

(7) その他環境影響評価の実施に当たって必要な事項

事前調査の結果に基づき今後の環境影響評価の実施に当たって配慮する事項等を記載する。

3 準備書

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

事業の内容には、方法書に記載した事項のほか、環境影響の予測評価において必要な事業の内容、工事の実施方法及び工程等について記載する。

(3) 方法書に対する市民等意見の概要

(4) 方法書に対する市長の意見

(5) 市民等意見及び市長意見に対する事業者の見解

(3)及び(4)の意見により、方法書の内容を変更したり、準備書中に反映した事項についてはその箇所を明らかにする。

(6) 影響評価項目等の選定に当たって市長より受けた助言の内容

関係地域の範囲の設定、影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価手法の検討に当たって、市長の技術的な助言を受けた場合は、その内容について記載する。

(7) 関係地域の範囲

方法書の内容に必要な修正を加えて記載する。

(8) 地域の概況

方法書の内容に必要な修正を加えて記載する。

(9) 選定項目

方法書の内容に必要な修正を加えて記載する。

(10) 選定項目ごとの調査、予測及び評価の手法
方法書の内容に必要な修正を加えて記載する。

(11) 選定項目ごとの調査、予測及び評価の結果
選定項目ごとに、以下の例を参考に、調査結果の概要、予測及び評価の結果を記載する。

例. 1. 大気質

調査手法では、調査内容、調査方法・測定方法、調査地域及び地点、調査期間・頻度等を記載するものとする。

予測手法では、予測内容、予測方法、予測地域及び地点、予測対象時期等を記載するものとする。

評価の手法では、環境影響の回避・低減を図る対象又は環境影響の観点、整合を図るべき環境保全の水準等について記載する。また、影響の回避・低減のための代替案検討の範囲についても可能な限り記載する。

(7) その他環境影響評価の実施に当たって必要な事項

事前調査の結果に基づき今後の環境影響評価の実施に当たって配慮する事項等を記載する。

3 準備書

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、目的及び内容

事業の内容には、方法書に記載した事項のほか、環境影響の予測評価において必要な事業の内容、工事の実施方法及び工程等について記載する。

(3) 方法書に対する市民等意見の概要

(4) 方法書に対する市長の意見

(5) 市民等意見及び市長意見に対する事業者の見解

(3)及び(4)の意見により、方法書の内容を変更したり、準備書中に反映した事項についてはその箇所を明らかにする。

(6) 影響評価項目等の選定に当たって市長より受けた助言の内容

関係地域の範囲の設定、影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価手法の検討に当たって、市長の技術的な助言を受けた場合は、その内容について記載する。

(7) 関係地域の範囲

方法書の内容に必要な修正を加えて記載する。

(8) 地域の概況

方法書の内容に必要な修正を加えて記載する。

- 1. 1. 調査結果の概要
- 1. 2. 予測及び評価の結果
- 1. 2. 1. 工事中
- 1. 2. 2. 供用時（存在影響を含む。）
- 2. 騒音（以下、略）

この場合、環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。

なお、調査結果や予測条件の詳細等については、資料編として取りまとめる。

(12) 環境の保全及び創造のための措置

環境影響評価の過程で検討した環境の保全及び創造のための措置と、そのうち環境影響評価の結果採用することとした環境の保全及び創造のための措置を一覧できるように整理する。

この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境の保全及び創造のための措置の具体的な内容を明らかにできるように整理する。

評価の結果、やむを得ず代償のための措置を講ずることとした場合は、回避・低減のための措置を講ずることが困難な理由、代償措置の内容、当該措置の効果、当該措置を講ずることによる環境影響、当該措置の実施が可能と判断した根拠等について記載する。

(13) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

(14) 事後調査計画

以下の事項について記載する。

- ア 事後調査の項目（原則として、すべての選定項目とする。）
- イ 項目ごとの調査内容、調査対象時点・時期・頻度等、調査地域及び調査地点、調査方法等
- ウ 事後調査報告書の提出時期又は頻度
- エ その他必要な事項

事後調査を事業者以外のものが行う場合、実施主体の名称・住所等について記載する。
工事中及び供用後の影響に関する苦情等の連絡先並びに苦情等への対応の方法について記載する。

(15) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

4 評価書

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 方法書に対する市民等意見の概要

(9) 選定項目

方法書の内容に必要な修正を加えて記載する。

(10) 選定項目ごとの調査、予測及び評価の手法
方法書の内容に必要な修正を加えて記載する。

(11) 選定項目ごとの調査、予測及び評価の結果
選定項目ごとに、以下の例を参考に、調査結果の概要、予測及び評価の結果を記載する。

例. 1. 大気質

- 1. 1. 調査結果の概要
- 1. 2. 予測及び評価の結果
- 1. 2. 1. 工事中
- 1. 2. 2. 供用時（存在影響を含む。）
- 2. 騒音（以下、略）

この場合、環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目に係るものを含む。

なお、調査結果や予測条件の詳細等については、資料編として取りまとめる。

(12) 環境の保全及び創造のための措置

環境影響評価の過程で検討した環境の保全及び創造のための措置と、そのうち環境影響評価の結果採用することとした環境の保全及び創造のための措置を一覧できるように整理する。

評価の結果、やむを得ず代償のための措置を講ずることとした場合は、回避・低減のための措置が講ずることが困難な理由、代償措置の内容、当該措置の効果、当該措置を講ずることによる環境影響、_____等について記載する。

(13) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

(14) 事後調査計画

以下の事項について記載する。

- ア 事後調査の項目（原則として、すべての選定項目とする。）
- イ 項目ごとの調査内容、調査対象時点・時期・頻度等、調査地域及び調査地点、調査方法等
- ウ 事後調査報告書の提出時期又は頻度
- エ その他必要な事項

事後調査を事業者以外のものが行う場合、実施主体の名称・住所等について記載する。
工事中及び供用後の影響に関する苦情等の連絡先並びに苦情等への対応の方法につ

<p>(4) 方法書に対する市長の意見</p> <p>(5) 市民等意見及び市長意見に対する事業者の見解</p> <p>(6) 影響評価項目等の選定に当たって市長より受けた助言の内容</p> <p>(7) 関係地域の範囲</p> <p>(8) 地域の概況</p> <p>(9) 選定項目</p> <p>(10) 選定項目ごとの調査、予測及び評価の手法</p> <p>(11) 選定項目ごとの調査、予測及び評価の結果</p> <p>(12) 環境の保全及び創造のための措置</p> <p>(13) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p> <p>(14) 事後調査計画</p> <p>以上(1)から(14)については、準備書の内容に必要な修正を加えて記載する。</p> <p>(15) 準備書に対する市民等の意見の概要</p> <p>(16) 準備書に対する市長の意見</p> <p>(17) (15)、(16)に対する事業者の見解</p> <p>これらの意見により、評価書において準備書の内容を修正した事項についてはその箇所を明らかにする。</p> <p>(18) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>5 事後調査計画書（法対象事業）</p> <p>法対象事業者が条例第 42 条により提出する事後調査計画書の記載事項は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、目的及び内容</p> <p>事業の内容には、評価書（評価書を補正した場合には、補正後の評価書）に記載した事項を記載する。</p> <p>(3) 環境影響の範囲及びその概況</p> <p>評価書（評価書を補正した場合には、補正後の評価書）の内容について、事後調査計画の内容を検討する上で必要と認められる範囲内において、以下を参考として概要を記載する。</p> <p>ア 関係地域の範囲及びその自然的社会的概況</p> <p>イ 選定項目ごとの調査結果並びに予測及び評価結果の概要</p> <p>ウ 環境の保全及び創造のための措置（法に基づく評価書においては、環境保全措置がこれに当たる。）の概要</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>(4) 事後調査計画</p>	<p>いて記載する。</p> <p>(15) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>4 評価書</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、目的及び内容</p> <p>(3) 方法書に対する市民等意見の概要</p> <p>(4) 方法書に対する市長の意見</p> <p>(5) 市民等意見及び市長意見に対する事業者の見解</p> <p>(6) 影響評価項目等の選定に当たって市長より受けた助言の内容</p> <p>(7) 関係地域の範囲</p> <p>(8) 地域の概況</p> <p>(9) 選定項目</p> <p>(10) 選定項目ごとの調査、予測及び評価の手法</p> <p>(11) 選定項目ごとの調査、予測及び評価の結果</p> <p>(12) 環境の保全及び創造のための措置</p> <p>(13) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p> <p>(14) 事後調査計画</p> <p>以上(1)から(14)については、準備書の内容に必要な修正を加えて記載する。</p> <p>(15) 準備書に対する市民等の意見の概要</p> <p>(16) 準備書に対する市長の意見</p> <p>(17) (15)、(16)に対する事業者の見解</p> <p>これらの意見により、評価書において準備書の内容を修正した事項についてはその箇所を明らかにする。</p> <p>(18) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>5 事後調査計画書（法対象事業）</p> <p>法対象事業者が条例第 42 条により提出する事後調査計画書の記載事項は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、目的及び内容</p> <p>事業の内容には、評価書（評価書を補正した場合には、補正後の評価書）に記載した事項を記載する。</p> <p>(3) 環境影響の範囲及びその概況</p> <p>評価書（評価書を補正した場合には、補正後の評価書）の内容について、事後調査計画の内</p>
--	---

以下の事項について記載する。

ア 事後調査の項目（原則として、すべての選定項目とする。）

イ 選定項目ごとの調査内容、調査対象時点・時期・頻度等、調査地域及び調査地点、調査方法等

ウ 事後調査報告書の提出時期又は頻度

エ その他必要な事項

事後調査を事業者以外のものが行う場合、実施主体の名称・住所等について記載する。

工事中及び供用後の影響に関する苦情等の連絡先並びに苦情等への対応の方法について記載する。

6 事後調査報告書

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業（法対象事業）の名称、目的及び内容

事業の内容には、評価書（法対象事業にあっては、事後調査計画書）に記載した事項の概要を記載する。

ただし、評価書（法対象事業にあっては、事後調査計画書）の公告以降に、環境影響評価の手続の再実施を要しない変更等を行った場合は、変更内容を明らかにする。

(3) 対象事業（法対象事業）が実施される区域

(4) 対象事業（法対象事業）に係る評価書に記載された関係地域の範囲

(5) 対象事業（法対象事業）の実施状況

対象事業の進捗状況又は対象事業に係る土地もしくは工作物の供用の状況を記載する。

(6) 環境の保全及び創造のための措置の実施状況

(7) 事後調査の項目及び手法

事後調査計画のうち、実施した（当該報告書に記載した）事後調査の項目を明らかにする。

その項目ごとに、調査の実施日時、実施者、実施地域及び地点、実施方法等を記載する。

(8) 事後調査の結果

実施した事後調査の項目ごとに、調査の結果を、予測結果と比較検討が可能なように整理する。

(9) 調査結果の検討結果及び今後講ずる措置

調査結果が予測結果と著しく異なる場合のその原因の検討結果、追加的環境保全対策等を検討した場合のその内容及びその効果等の予測結果、事後調査計画を見直した場合見直し後の事後調査計画等を記載する。

(10) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託し

容を検討する上で必要と認められる範囲内において、以下を参考として概要を記載する。

ア 関係地域の範囲及びその自然的社会的概況

イ 選定項目ごとの調査結果並びに予測及び評価結果の概要

ウ 環境の保全及び創造のための措置（法に基づく評価書においては、環境保全措置がこれに当たる。）の概要

エ その他必要な事項

(4) 事後調査計画

以下の事項について記載する。

ア 事後調査の項目（原則として、すべての選定項目とする。）

イ 選定項目ごとの調査内容、調査対象時点・時期・頻度等、調査地域及び調査地点、調査方法等

ウ 事後調査報告書の提出時期又は頻度

エ その他必要な事項

事後調査を事業者以外のものが行う場合、実施主体の名称・住所等について記載する。

工事中及び供用後の影響に関する苦情等の連絡先並びに苦情等への対応の方法について記載する。

6 事後調査報告書

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業（法対象事業）の名称、目的及び内容

事業の内容には、評価書（法対象事業にあっては、事後調査計画書）に記載した事項の概要を記載する。

ただし、評価書（法対象事業にあっては、事後調査計画書）の公告以降に、環境影響評価の手続の再実施を要しない変更等を行った場合は、変更内容を明らかにする。

(3) 対象事業（法対象事業）が実施される区域

(4) 対象事業（法対象事業）に係る評価書に記載された関係地域の範囲

(5) 対象事業（法対象事業）の実施状況

対象事業の進捗状況又は対象事業に係る土地もしくは工作物の供用の状況を記載する。

(6) 環境の保全及び創造のための措置の実施状況

(7) 事後調査の項目及び手法

事後調査計画のうち、実施した（当該報告書に記載した）事後調査の項目を明らかにする。

その項目ごとに、調査の実施日時、実施者、実施地域及び地点、実施方法等を記載する。

て行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(11) その他

必要に応じて、今後住民からの苦情等が発生した場合の対応方法、今後の自主的な環境管理計画及び住民等への情報公開方法等について記載する。

追加的環境保全対策の実施及び終了並びに事後調査の終了の判断に当たって、専門家等の助言を得た場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を記載する。また、当該専門家等の所属機関の属性を記載するよう努める。

(8) 事後調査の結果

実施した事後調査の項目ごとに、調査の結果を、予測結果と比較検討が可能なように整理する。

(9) 調査結果の検討結果及び今後講ずる措置

調査結果が予測結果と著しく異なる場合のその原因の検討結果、追加的環境保全対策等を検討した場合のその内容及びその効果等の予測結果、事後調査計画を見直した場合見直し後の事後調査計画等を記載する。

(10) 事後調査の全部又は一部を他の者

に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(11) その他

必要に応じて、今後住民からの苦情等が発生した場合の対応方法、今後の自主的な環境管理計画及び住民等への情報公開方法等について記載する。
